

第4回子ども条例（仮称）検討会 要旨

日 時：平成19年3月27日（火）午後2時～午後4時

場 所：名古屋市役所 東庁舎1階 第11会議室

出席者：委員6名、傍聴者2名

第4回子ども条例（仮称）検討会は、事務局からアンケートの実施結果やNPO法人による地域への聞き取り調査結果などの報告を受けたあと、条例の内容の検討骨子の提言に向けてこれまでの議論を踏まえ意見交換を行った。

検討会の委員から出された主な意見は以下のとおり。（○は意見、●は一定の結論。）

1 条例の目的について

（主な意見）

- 子ども権利条例あるいは子ども条例なので、子どもが健やかに成長できるということを目的とすることは大前提だが、施策についての基本指針になるというところまで、目的に入れたらどうか。
- 条例の目的が、市の基本となる施策等を明らかにすることになると、市がこれから作る施策を明らかにすることと理解されるような気がする。そうではなく、今後市が作っていく施策等が、拠り所となるような書き方をしたほうが、市が今後全てこの条例を拠り所にして施策を作っていくというふうに理解して頂きやすいのではないかと。
- 目的は子どもの権利とその保障だけではなくて、施策の基本理念を示し、施策のところでも言及する。

2 子どもの定義について

（主な意見）

- 義務教育以下が望ましいとか、18歳未満に限定したりする意見があるが、おそらく義務教育以下では、義務教育が終わったあとに、進学もせず就職もできない若しくは就職しない子どもたちへの支援が必要であり、権利保障というか自立への支援というか健やかに成長できることが保障されるようにしなければならない。
- 大事なものは、中学生までの間にいかにその権利、虐待も含めて、そこにターゲットをあて、具体的な施策を絞った方が、より実効的な施策が打ち出せるのではないかと。
- 青少年まで入れ少し幅広く目配りしていこうとする名古屋市としての施策の方針があるのではないかと。
- 子どもの権利やその保障について教えることは義務教育年齢にとっても大事だが、今高校進学率が全国でも97%で、若干中退を含めると、9割以上の人たちが何らかの組織に所属しているが、そこからこぼれ落ちてしまい、全く代弁者がいない、つながりを持たない子どもたちが、18・19・20歳代の中にも一部いる。そういうことを考えると、少し広めに視野を広げて、中心年齢は18歳とし、19・20歳ぐらいまでカバーしていくという方が、全体に則していくのではないかと。

- 定義は、それぞれ年代によって重点が違うということ、重点を認識しながら、定義としては18歳未満までとする。

3 子どもの権利と義務について

(主な意見)

- 子ども条例なのに大人が子どもの責務を定めることは矛盾しているので、条例に規定する必要はない。
- もし子どもの責務を大人が敢えて書くとすると、他の子どもの権利を守るためには、あるいは他の子どもの人格を尊重する義務がある。あるいはそのために、社会に参加をして、活動する義務があると書くべき。
- 権利と義務は表裏一体であり表現には注意する必要がある。他人の権利を尊重する義務とか、他人の生命 safety に危害を加えない義務とかは、言葉に配慮しながら書いていく必要がある。
- 他の自治体の条例をみると、他人の権利を尊重することは前文の中にうたわれている。本市の条例もどこかでうたう必要があり、場所としては前文か子どもの権利のところではないか。
- 前文に入れることに、アレルギー反応があるのであれば、全ての子どもたちの人権を尊重するという責務があることを個人の役割としてうたう。
- 責務のところ子ども個人に対する責務をうたうことに抵抗がある。責務はむしろ大人が担うべき責務をうたうのが筋であって、そこに子どもの責務を入れると、性格が変わってしまう。
- 子どもの責務を書くのではなく、一人ひとり大切にされる存在だということを、前文若しくは子どもの権利のなかに入れるという書き方にする。

4 子どもの権利及び利益の尊重について

(主な意見)

- 日本人と外国人の間に生まれた子ども、いわゆるダブルは、その権利について焦点があたらないので、それを条例の中で書いたらどうか。つまり外国人であろうと日本国籍であろうと、あるいは障害の有無に関わらず、あるいは親のどういう職歴に所属しているかに関わらず、子どもの権利が実現されるべきであるという考え方をどこかに少し入れて頂きたい。
- ダブルだけを取り出すことはどうか。子どもの権利及び利益の尊重のところであうのか、それとも始まりの部分でよくあるように、性とか国籍とか年齢とかそういうものに関わらず全ての子どもたちの権利の保障ということをやう。
- ユニバーサル人というのも少し加えて頂きたい。つまりどういう会社に所属しているかあるいは、正規社員であるか不正規であるかとか、そういう職歴の違いということが、子どもの権利の実現具合にかなり大きな影響を与えているのではないか。
- 条例の中で簡単に言うと、反対に差別しているような印象を与えるのではないか。家庭の責務のなかで、家庭が責務を果たせない時の支援の問題のなかで捉えていく

方がよい。

- のびのびと育つ権利の中に、子どもの居場所とか遊び場所が阻害されているので、少し遊ぶ支援とか、そういう部分を入れてほしい。
- 不登校の問題とか、引きこもりの問題とか親が努力して、まわりの関係者も努力をしてそういう状態にいたしかたなくなっているのであればいいが、ネグレクトの問題とか子どもの権利が守られていない状況も一部はあるので、誰もが等しく教育を受ける権利を条例の中で盛り込みたい。
- 教育を受ける権利というどうしても教育機関に通う権利というふうにうけとられがちだが、むしろ子どもは潜在的能力をかなり高い水準で持っている、それを開発する権利を持っているというニュアンスで教育を受ける権利を加えてはどうか。
- 子どもの権利をどの程度噛み砕けるかがとても大事になる。

5 責務について

(主な意見)

- 家庭・地域・市・事業者の役割があるが、この順番も相当議論が必要になる。
- 名古屋にいる全ての人たちが、企業も家庭も全部が子どもたちのためにしっかり行動することをうたって、その中で家庭はこういう役割を果たし、そして地域はこういう役割があって、市はこういう役割があって、それぞれが他の諸団体ないし、他の主体に働きかけていくことをうたっておけば、別々に存在するというニュアンスはあまり感じないが、家庭・地域・市と始まると、その隙間は誰が行うかと言われかねない。
- 企業の役割は、次世代育成とか子育て支援が中心になっていると思うが、昔は地元の企業が子どもたちを雇い入れて、しかも働かせるだけではなく、社会人として育てて社会に出していた。私は企業の役割の中に是非、それを入れて頂きたい。
- 個人の方が、その企業に求めるものが違ったら簡単に転職するという状況。昔はずっと抱え込んで育てあげていったが、今はそうではなく、個人が企業に求めるものがアンマッチであれば転職する。
- 中小企業のように人を取れない、なかなか定着させられない企業もあり、一時的に入ってきた若者を育てて、そこでいろんな技能を身に付けさせてできるだけ定着させたいと考えているところもある。それからもう一つ、この地域特に物作りということが特に重要で、ただ若者にとって物作りに魅力を感じられない状態になっており、それがまずいという意識も物作り企業の中にはかなりある。この地域の企業には、そういう点から物作りの人材を育成しようという発想もないわけではないので、その辺をうまく汲み取れないか。
- 子どもたちの変化もあり、職がないという子どもたちを地域の中の企業という考え方をした時にどうするかというのを、子どもたちの支援という中でなんらか落とし込めないか検討したい。

6 その他

(主な意見)

- 条例というのは、時代に応じて少し見直していく文言もあった方がよいのではない
か。例えば、5年や10年で相当社会状況が変わってくるとすれば、何年かに1回見
直すことをうたうか、若しくは5年ごとに次世代育成行動計画が見直されるのであ
れば、これにあわせて条例もきちんと検討していくのか。
- 基本理念は基本的には変わらないが、掲げたことがその基本理念にあわなくなつた
り、世の中の流れによって、更に何らか保護していくものを付け加える、あるいは
責務が増えることが想定されるとすれば、基本理念を踏まえて、何年後に一度見直
すということは条文の中に入れておくことはできる。